

愛知県燃料電池産業車両導入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県燃料電池産業車両導入費補助金（以下「補助金」という。）は、燃料電池産業車両の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において企業等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、本県が行う燃料電池産業車両の導入に要する経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）の手続き等を定め、もってその補助事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「燃料電池産業車両」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトをいう。
- 二 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体をいう。
- 三 「大企業」とは、前号の中小企業に該当しない企業又は団体をいう。
- 四 「財団」とは、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業）交付規程及び産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業実施要領に基づき、当該補助金を交付する事業を実施する公益財団法人北海道環境財団を指す。
- 五 「環境省補助金」とは、燃料電池産業車両を導入する事業者に対し財団が交付する、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、別表第1に掲げる者とする。

(補助要件)

第5条 補助金の交付対象となる要件は、別表第2に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第6条 燃料電池産業車両の導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事

が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費は、財団が実施する環境省補助金の補助対象経費と同一とする。

（補助率及び補助上限額）

第7条 補助率及び補助上限額は、別表第3に掲げる額とする。

2 補助金の額は、別表第3の補助率により算定した額と補助上限額とのいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式1）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 申請者は、第9条第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に補助金事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式2）を知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式3）により申請者に通知する。

2 補助金の交付決定には、次の各号の条件を付すこととする。

一 第1項の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の一部を第三者に委託する場合や第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

二 補助事業者が補助事業を遂行するため、売買や請負、その他の契約を締結する場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

三 補助事業者は、次に掲げる場合には、速やかに計画変更承認申請書（様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、知事は承認をする際に必

要に応じて条件を付すことができるものとする。

イ 補助金の額に変更を伴う場合。

ロ 財団に対し、環境省補助金に係る変更交付申請書又は計画変更承認申請書を提出した場合。

四 補助事業者は、次に掲げる場合には、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式5）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

イ 補助事業の全部又は一部を中止する場合。

ロ 補助事業を廃止する場合。

ハ 財団に対し、環境省補助金に係る中止（廃止）承認申請書を提出した場合。

ニ 補助対象となる燃料電池産業車両を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた耐用年数の期間内に愛知県以外へ設置、又は、愛知県以外で使用することとなった場合。

五 補助事業者は、次に掲げる場合には、速やかに遅延報告書（様式6）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

イ 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

ロ 財団に対し、環境省補助金に係る遅延報告書を提出した場合。

六 補助事業者は、次に掲げる場合には、速やかに遂行状況報告書（様式7）を知事に提出しなければならない。なお、知事は、この報告書に基づき、補助事業が交付決定した内容どおりに遂行されていないと認められる場合は、補助事業者に対して指導することができる。

イ 補助事業の遂行及び収支の状況について、知事から指示があった場合。

ロ 財団に対し、環境省補助金に係る遂行状況報告書を提出した場合。

七 補助事業者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併や分割等により名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

八 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

九 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求めるとともに、補助事業者の事業場への立ち入りや帳簿書類等の検査、関係者への質問等ができるものとする。

十 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式8）により速やかに知事に報告しなければならぬ。知事は、

その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した燃料電池産業車両については、財団が指定する取得財産等管理台帳を備え、当該燃料電池産業車両に愛知県燃料電池産業車両導入費補助金で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 3 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、前項に加え、条件を付すことができる。
- 4 知事は、交付決定の際に、補助事業者の名称、住所、燃料電池産業車両の車名及び型式、設置・使用場所（市町村名、名古屋市の場合は区名）及び交付決定の内容（補助事業者が、補助対象となる燃料電池産業車両をファイナンスリース（転リースを含む。）により提供する契約（以下「リース契約」という。）を締結する民間企業の場合には、補助事業者とリース契約を締結する者の名称及び住所を含む。）を公表する。

（申請の取り下げ）

第 10 条 補助事業者が、交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が、財団に交付申請の取下げを行った場合は、その日から起算して 10 日以内にその旨を記載した書面と財団に提出した書面の写しを知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添付して完了実績報告書（様式 9）を知事に提出しなければならない。

- 一 財団に提出した完了実績報告書の写し
- 二 取得財産等管理台帳の写し
- 三 導入した燃料電池産業車両の写真
- 四 燃料電池産業車両の導入に係る支払証憑の写し
- 五 補助対象となる燃料電池産業車両をファイナンスリース（転リースを含む。）により提供する契約を締結する民間企業の場合はその契約書の写し
- 六 その他知事が定めるもの

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに年度終了実績報告書（様式10）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うにあたり、第8条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条第1項に基づき完了実績報告書を受理した場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の内容が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、速やかに、額の確定通知書（様式11）により補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式12）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、7日以内に精算払請求書（様式13）を知事に提出しなければならない。ただし、第2項の規定による概算払により補助金の交付を受けた場合は、概算払精算書（様式14）を提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第14条 知事は、次の各号に該当すると認められる場合には、第9条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- 一 補助事業の全部又は一部を中止する場合。
- 二 補助事業を廃止する場合。

- 三 第4条に規定する補助対象者ではないことが判明したとき。
 - 四 第5条に規定する補助要件に該当しないことが判明したとき。
 - 五 補助事業者又は燃料電池産業車両の使用者（以下「使用者」という。）が、法令、愛知県補助金等交付規則、本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合。
 - 六 補助事業者又は使用者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - 七 補助事業者又は使用者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - 八 補助事業者が財団から交付決定の取消や補助金の返還命令を受けた場合。
- 2 補助事業者は、財団から交付決定の取消若しくは補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合は、速やかに財団から受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、第12条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 4 知事は、第1項に基づく取消しをしたときには、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 5 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。この場合において、補助事業者は、愛知県補助金等交付規則第18条の規定の例により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

（補助事業終了後の報告義務）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した年度の翌年度から4年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業で整備した燃料電池産業車両の設置及び使用に係る過去1年間の状況について、設置・使用状況報告書（様式15）を知事に提出しなければならない。

（調査）

第16条 知事は、予算の適正な執行や燃料電池産業車両の普及を促進するために必要があるときは、補助事業者等（補助事業者が補助対象となる燃料電池産業車両をファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結する民間企業の場合は、補助事業者及び補助事業者との契約者）に対して調査を行うことができる。

2 補助事業者等は、知事が必要な範囲内において調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

3 第1項に規定する調査は、第13条に定める補助金の交付の終了後であってもこれを適用できるものとする。

（財産の処分の制限）

第17条 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分(補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。)しようとするとき、またはファイナンスリース(転リースを含む)の契約が変更となった場合は、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第16)を知事に提出し、財産処分承認結果通知書(様式17)により承認を受けなければならない。

なお、財団から取得財産等の処分の承認を受けた場合は、速やかに財団から受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、財団に補助金財産処分承認申請書を提出したときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第16)及び財団へ提出した当該申請書の写しを知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させることができるものとする。
- 4 前項の納付については、愛知県補助金交付規則第18条第4項の規定を準用する。
- 5 第1項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助金の交付を受けた者が得た収入については、第3項の規定は適用しない。

(秘密の保持)

第18条 知事は、申請者及び補助事業者がこの要綱に従って県に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

別表第1 補助対象者

補助金の交付対象とする者は、次の各号を全て満たす者とする。

| 号 | 補助対象者 |
|---|--|
| 一 | 燃料電池産業車両の導入について、財団に対し環境省補助金の交付申請を行った者。 ただし、財団に対する交付申請を2者以上の事業者が共同で申請した場合は、財団から補助金の交付を受ける者を補助対象者とする。 |
| 二 | 補助対象となる燃料電池産業車両を自ら製造していない者、又は、補助対象となる燃料電池産業車両の主要部品である燃料電池セル又は水素タンクを自ら製造していない者。 |
| 三 | 愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者。 |
| 四 | 国、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）に基づく地方公共団体でない者。 |

別表第2 補助要件

補助金の交付対象となる要件は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

| 号 | 補助要件 |
|---|---|
| 一 | 補助対象となる燃料電池産業車両を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数の期間内は、愛知県内に設置及び使用すること。 |
| 二 | 補助対象となる燃料電池産業車両をファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結する民間企業においては、当該燃料電池産業車両を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数の期間又はそれ以上の期間で契約するとともに、契約期間内は愛知県内に設置及び使用することを契約の条件に盛り込むこと。 |

別表第3 補助率

補助率及び補助上限額は、次の各号のとおりとする。

| 号 | 補助対象者 | 補助率 | 補助上限額 |
|---|---|-------------|----------------|
| 一 | 補助対象となる燃料電池産業車両を取得する大企業 | 補助対象経費の4分の1 | 1台あたり 275万円 |
| 二 | 補助対象となる燃料電池産業車両を、大企業に対し、ファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結する民間企業 | | |
| 三 | 補助対象となる燃料電池産業車両を取得する中小企業 | 補助対象経費の2分の1 | 1台あたり 550万円 |
| 四 | 補助対象となる燃料電池産業車両を、中小企業に対し、ファイナンスリース（転リースを含む）により提供する契約を締結する民間企業 | | |